

15消安第31号  
平成15年7月11日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

「台湾産パイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫  
実施細則」の一部改正について

今般、「台湾産パイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実  
施細則」（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園  
芸局長通知）の一部を別紙のとおり改正したのでお知らせする。

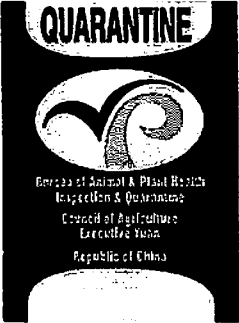


については、本件の取扱いについて了知の上、遺漏のないよう取り  
計らわれない。



別紙

台湾産パイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け 53農蚕第5514号農蚕園芸局長通知）  
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第11の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴイン種、カイト種及びハーデイン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検査及び消毒の実施の確認            (1) [略]            (2) 輸出検査の確認            ア 告示5の検査の確認は、生果実のこん包数の2パーセント以上について、植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもつて行うものとする。            イ [略]            (3) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 表示            (1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第11の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴイン種、カイト種及びハーデイン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検査及び消毒の実施の確認            (1) [略]            (2) 輸出検査の確認            ア 告示5の検査の確認は、生果実のこん包数の5パーセント以上について、植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもつて行うものとする。            イ [略]            (3) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 表示            (1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="197 290 235 321">ア</p>  <p data-bbox="129 1023 318 1125">イ [略] (2) [略] 8 [略]</p>	<p data-bbox="1176 290 1214 321">ア</p> <p data-bbox="1214 321 1523 352">(ア) パパイヤの場合</p>  <p data-bbox="1214 655 1523 686">(イ) マンゴウの場合</p>  <p data-bbox="1102 1023 1290 1125">イ [略] (2) [略] 8 [略]</p>